

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(新旧対照表)

[下線部分は改定部分]

u003cbr>

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月26日 改定：令和6年10月18日</p> <p style="text-align: center;">内閣官房 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省</p>	<p style="text-align: center;">フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月26日</p> <p style="text-align: center;">内閣官房 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省</p>
<p style="text-align: center;">フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 基本的考え方</p> <p>1 フリーランス及び特定受託事業者の定義</p> <p>2 独占禁止法、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係</p> <p>第3 特定受託事業者と取引を行う業務委託事業者等が遵守すべき事項等</p> <p>1 業務委託事業者に求められる事項(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示)</p> <p>2 特定業務委託事業者に求められる事項</p> <p>(1) 報酬の支払期日等</p> <p>(2) 募集情報の的確な表示</p> <p>(3) 業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等</p> <p>3 一定の期間以上の業務委託を行う特定業務委託事業者の禁止行為及び義務</p> <p>(1) 禁止行為</p> <p>(2) 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮</p> <p>(3) 解除等の予告</p> <p>第4 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方</p>	<p style="text-align: center;">フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 基本的考え方</p> <p>1 フリーランスの定義</p> <p>2 独占禁止法、下請法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係</p> <p>[新設]</p> <p>第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方</p>

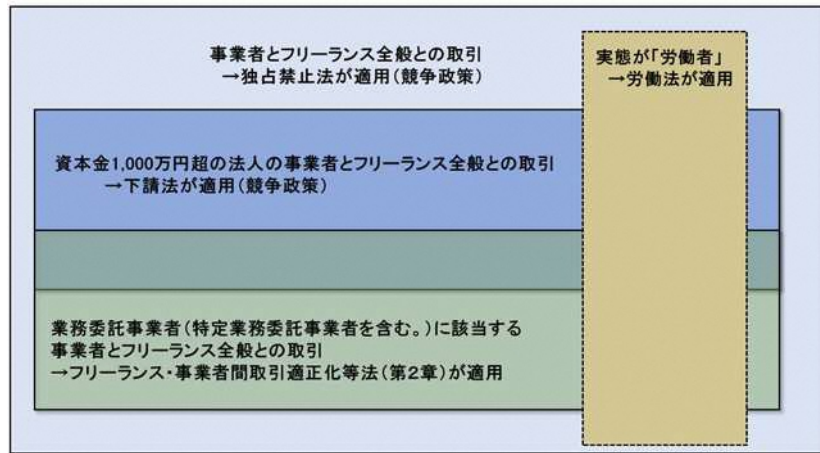
改 定 後	改 定 前
<p><u>(1) 独占禁止法上の考え方</u></p> <p><u>(2) 下請法上の考え方</u></p> <p>3 [略]</p> <p>第5・第6 [略]</p> <p><u><別紙1>フリーランスの定義について</u></p> <p><u><別紙2>フリーランス・事業者間取引適正化等法における用語の定義について</u></p> <p><u><別紙3>「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方及び「正常な商慣習に照らして不当に」の考え方について</u></p> <p><u>【別添資料】</u></p> <p><u><別添1>本ガイドラインに基づく契約書のひな型及び使用例について</u></p> <p><u><別添2>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）</u></p> <p><u><別添3>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和6年政令第200号）</u></p> <p><u><別添4>公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年公正取引委員会規則第3号）</u></p> <p><u><別添5>厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第94号）</u></p> <p><u><別添6>特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省告示第212号）</u></p> <p><u><別添7>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（令和6年5月31日公正取引委員会・厚生労働省）</u></p> <p><u><別添8>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方（令和6年5月31日公正取引委員会）</u></p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>3 [略]</p> <p>第4・第5 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>第1 はじめに</p> <p>フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグ・エコノミー（インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態）の拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待される。</p> <p>令和2年2月から3月にかけて、内閣官房において、関係省庁と連携し、フリーランスの実態を把握するための調査を実施した。当該調査結果に基づき、フリーランスとし</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグ・エコノミー（インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態）の拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などに貢献することが期待される。</p> <p>令和2年2月から3月にかけて、内閣官房において、関係省庁と連携し、<u>一元的に</u>フリーランスの実態を把握するための調査を実施した。<u>その上で、</u>当該調査結果に基づ</p>

改定後	改定前
<p>て安心して働ける環境を整備するため、<u>内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省の連名で、令和3年3月にこの「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定した。</u></p> <p><u>その後、個人として業務委託を受ける特定受託事業者と企業などの発注事業者の間の取引適正化、就業環境の整備を図ることを目的に、令和5年4月28日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。)が成立した(令和6年11月1日施行)。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、本ガイドラインにおいては、事業者とフリーランスとの取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。)</u><u>及び労働関係法令の適用関係を、特定受託事業者に適用されるフリーランス・事業者間取引適正化等法を中心に明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一貫性のあるものとなるよう見直しを行った。</u></p> <p>なお、本ガイドラインの内容については、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)に基づく振興基準にも反映の上、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。</p> <p>第2 基本的考え方</p> <p>1 フリーランス及び特定受託事業者の定義</p> <p>「フリーランス」とは法令上の用語ではなく、定義は様々であるが、本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指す¹こととする。</p> <p><u>フリーランス・事業者間取引適正化等法における「特定受託事業者」とは、業務委託²の相手方である事業者であって、①個人であって、従業員を使用しないもの、②法人であって、一の代表者以外に他の役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。)がなく、かつ、従業員を使用しないもの、のいずれかに該当するものをいう(フリーランス・事業者間取引適正化等法第2条第1項)。</u></p>	<p><u>き、全世代型社会保障検討会議において、政策の方向性についての検討がなされ、同年7月に閣議決定された成長戦略実行計画において、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、保護ルールの整備を行うこととされている。</u></p> <p>これらを踏まえ、事業者とフリーランスとの取引について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。)、<u>労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これら法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一貫性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定する。</u></p> <p>なお、本ガイドラインの内容については、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)に基づく振興基準にも反映の上、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。</p> <p>第2 基本的考え方</p> <p>1 フリーランスの定義</p> <p>「フリーランス」とは法令上の用語ではなく、定義は様々であるが、本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者を指す¹こととする。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>2 独占禁止法、下請法、フリーランス・事業者間取引適正化等法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係</p> <p>独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用される。また、下請法は、取引の発注者が資本金 1,000 万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される³。さらに、フリーランス・事業者間取引適正化等法は、取引の受注者が特定受託事業者であれば適用されることから、事業者と一定のフリーランスとの取引に適用される。このように、事業者とフリーランス全般との取引には、<u>独占禁止法、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法を広く適用することが可能である。</u></p> <p><u>フリーランス・事業者間取引適正化等法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用する。また、フリーランス・事業者間取引適正化等法と下請法のいずれにも違反する行為については、原則として、フリーランス・事業者間取引適正化等法を優先して適用する（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」（令和 6 年 5 月 31 日公正取引委員会）（別添 8 - 1 頁参照）。</u></p> <p><u>なお、下請法と独占禁止法のいずれにも違反する行為については、原則として、下請法を優先して適用する。</u></p> <p>他方、これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用される。この場合において、<u>独占禁止法、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となり得る事業者の行為が、労働関係法令で禁止又は義務とされ、あるいは適法なものとして認められている⁴行為類型に該当する場合には、当該労働関係法令が適用され、当該行為については、<u>独占禁止法、下請法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題としない。</u></u></p>	<p>2 独占禁止法、下請法、労働関係法令とフリーランスとの適用関係</p> <p>独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用される。また、下請法は、取引の発注者が資本金 1,000 万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される。このように、事業者とフリーランス全般との取引には<u>独占禁止法や下請法を広く適用²することが可能である。</u></p> <p>他方、これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用される。この場合において、<u>独占禁止法や下請法上問題となり得る事業者の行為が、労働関係法令で禁止又は義務とされ、あるいは適法なものとして認められている³行為類型に該当する場合には、当該労働関係法令が適用され、当該行為については、<u>独占禁止法や下請法上問題としない。</u></u></p>

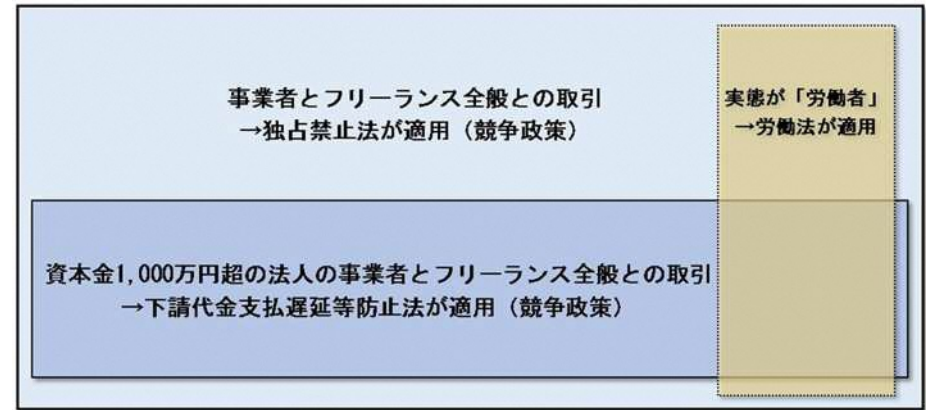
改定後

(図1：事業者とフリーランスとの取引に適用される法律関係)



改定前

(図1：事業者とフリーランスとの取引に適用される法律関係)



第3 特定受託事業者と取引を行う業務委託事業者等が遵守すべき事項等

フリーランス・事業者間取引適正化等法の規制の対象となる業務委託において、特定受託事業者に業務委託をする事業者は業務委託事業者として、次の1の義務を負う。業務委託事業者のうち、①個人であって、従業員を使用するもの又は②法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもののいずれかに該当する業務委託事業者は、特定業務委託事業者となり、次の1に加え、2及び3の事項も遵守しなければならない。

なお、後述の「仲介事業者」(詳細は第5参照)について、当該仲介事業者が提供するサービスの利用者から役務等を受注した上で、当該役務等の全部又は一部を特定受託事業者が発注するなど、当該仲介事業者が実質的に特定受託事業者に対する発注事業者に該当するような場合には、当該仲介事業者は特定業務委託事業者となり得ることに留意が必要である。

1 業務委託事業者に求められる事項(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示)

業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、以下の事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない(フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引

[新設]

改 定 後	改 定 前
<p><u>の適正化等に関する法律施行規則（令和6年公正取引委員会規則第3号。以下「公正取引委員会規則」という。）第1条）。</u></p> <p>① <u>業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって業務委託事業者及び特定受託事業者を識別できるもの</u></p> <p>② <u>業務委託をした日</u></p> <p>③ <u>特定受託事業者の給付又は提供される役務の内容</u></p> <p>④ <u>特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日等</u></p> <p>⑤ <u>特定受託事業者の給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所</u></p> <p>⑥ <u>特定受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日</u></p> <p>⑦ <u>報酬の額</u></p> <p>⑧ <u>支払期日</u></p> <p>⑨ <u>現金以外の方法で支払う場合の明示事項</u></p> <p><u>これらの事項のうちその内容が定められないことにつき、正当な理由があるものについては、その明示を要しない。この場合に、業務委託事業者は、当該未定事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項ただし書、公正取引委員会規則第4条）。</u></p> <p><u>また、業務委託事業者が取引条件を電磁的方法により明示した場合、特定受託事業者から書面の交付を求められたときは、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合を除き、遅滞なく、書面を交付しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第2項）。</u></p> <p><u>（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」（令和6年5月31日公正取引委員会・厚生労働省。以下「解釈ガイドライン」という。）第2部第1（別添7-7頁参照））</u></p> <p><u>なお、下請法とフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれも適用を受ける取引については、業務委託事業者は両法が定める記載事項を併せて一括で示すことができる。</u></p> <p><u>2 特定業務委託事業者に求められる事項</u></p> <p><u>（1）報酬の支払期日等</u></p>	

改 定 後	改 定 前
<p><u>特定業務委託事業者は、業務委託の相手方である特定受託事業者に対し、特定受託事業者の給付の内容について検査するかどうかを問わず、給付を受領した日から起算して 60 日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第 4 条第 1 項及び第 5 項）。</u></p> <p><u>特定受託事業者との間で支払期日を定めなかった場合には給付を実際に受領した日が、特定受託事業者との間で給付を受領した日から起算して 60 日を超えて支払期日を定めた場合には給付を受領した日から起算して 60 日を経過する日が、それぞれ支払期日となる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第 4 条第 2 項）。ただし、元委託者から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者が特定受託事業者に再委託をし、かつ、①再委託である旨、②元委託者の名称等及び③元委託業務の対価の支払期日を明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日⁵から起算して 30 日以内のできる限り短い期間内で定めることができる（フリーランス・事業者間取引適正化等法第 4 条第 3 項）。</u></p> <p><u>なお、元委託支払期日から起算して 30 日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めている場合には、元委託者から前払金の支払を受けた特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対して、資料の調達その他の業務委託に係る業務の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第 4 条第 6 項）。</u></p> <p><u>（解釈ガイドライン第 2 部第 2 の 1（別添 7-19 頁参照））</u></p> <p><u>（2）募集情報の的確な表示</u></p> <p><u>特定業務委託事業者は、広告等により、業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報を提供するときは、当該募集情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、また、正確かつ最新の内容に保たなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第 12 条）。</u></p> <p><u>（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和 6 年政令第 200 号。以下「施行令」という。）第 2 条（別添 3-1 頁参照）、厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和 6 年厚生労働省令第 94 号。以下「厚労省規則」という。）第 1 条（別添 5-1 頁参照）、特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動</u></p>	

改 定 後	改 定 前
<p><u>に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省告示第212号。以下「指針」という。）第2（別添6－2頁参照）</u></p> <p><u>（3）業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等</u></p> <p><u>特定業務委託事業者は、業務委託におけるハラスメント⁶のないよう、特定受託業務従事者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。また、特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者が業務委託におけるハラスメントに関する相談を行ったこと又は特定業務委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該特定受託業務従事者に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第14条）。</u></p> <p><u>（厚労省規則第2条（別添5－2頁参照）、指針第4（別添6－21頁参照）</u></p> <p><u>3 一定の期間以上の業務委託を行う特定業務委託事業者の禁止行為及び義務</u></p> <p><u>（1）禁止行為</u></p> <p><u>特定業務委託事業者は、1か月以上の期間行う業務委託若しくは基本契約⁷又は当該業務委託に係る契約若しくは基本契約の更新により1か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託をした場合には、以下の行為をしてはならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項及び第2項、施行令第1条）。</u></p> <p><u>（解釈ガイドライン第2部第2の2（別添7－25頁参照）</u></p> <p><u>①受領拒否</u></p> <p><u>特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第1号）。</u></p> <p><u>②報酬の減額</u></p> <p><u>特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第2号）。</u></p> <p><u>③返品</u></p>	

改 定 後	改 定 前
<p><u>特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者はその給付に係る物を引き取らせること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第3号）。</u></p> <p>④買いたたき <u>特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第4号）。</u></p> <p>⑤購入・利用強制 <u>特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第5号）。</u></p> <p>⑥不当な経済上の利益の提供要請 <u>自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることによって、特定受託事業者の利益を不当に害すること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第1号）。</u></p> <p>⑦不当な給付内容の変更及び不当なやり直し <u>特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後若しくは特定受託事業者から役務の提供を受けた後に給付をやり直させることによって、特定受託事業者の利益を不当に害すること（フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第2項第2号）。</u></p> <p><u>(2) 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮</u> <u>特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託⁸の相手方である特定受託事業者からの申出に応じて、当該特定受託事業者が妊娠、出産若しくは育児又は介護（以下「育児介護等」という。）と両立しつつ業務に従事することができるよう、特定受託事業者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。ま</u></p>	

改 定 後	改 定 前
<p>た、6か月未満の業務委託の場合には、特定業務委託事業者は必要な配慮をするよう努めなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第13条）。 （施行令第3条（別添3－2頁参照）、指針第3（別添6－9頁参照））</p> <p>（3）解除等の予告</p> <p>特定業務委託事業者は、6か月以上の期間行う業務委託に係る契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。以下同じ。）をしようとする場合には、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合等を除き、当該契約の相手方である特定受託事業者に対し、書面や電子メール等により少なくとも30日前までに解除の予告をしなければならない。また、特定受託事業者が解除の予告がされた日から契約が満了する日までの間において契約の解除の理由の開示を特定業務委託事業者に請求した場合には、第三者の利益を害するおそれがある場合等を除き、当該特定業務委託事業者は、当該特定受託事業者に対し、書面や電子メール等により遅滞なくこれを開示しなければならない（フリーランス・事業者間取引適正化等法第16条）。 （厚労省規則第3条から第6条まで（別添5－2頁参照）、解釈ガイドライン第3部の4（別添7－42頁参照））</p> <p>第4 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項</p> <p>1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方</p> <p>事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、フリーランスが受注事業者として行う取引については、通常、企業組織である事業者が発注事業者³となることが多く、発注事業者とフリーランスの間には、役務等の提供に係る取引条件について情報量や交渉力の面で格差がある。そのため、フリーランスが自由かつ自主的に判断し得ない場合があり、発注事業者との取引において取引条件が一方的に不利になりやすい。</p> <p>自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該フリーランスの自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該フリーランスはその競争者との関係において競争上不利となる一方で、発注事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。この</p>	<p>第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項</p> <p>1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方</p> <p>事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、フリーランスが受注事業者として行う取引については、通常、企業組織である事業者が発注事業者⁴となることが多く、発注事業者とフリーランスの間には、役務等の提供に係る取引条件について情報量や交渉力の面で格差がある。そのため、フリーランスが自由かつ自主的に判断し得ない場合があり、発注事業者との取引において取引条件が一方的に不利になりやすい。</p> <p>自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該フリーランスの自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該フリーランスはその競争者との関係において競争上不利となる一方で、発注事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。この</p>

改 定 後	改 定 前
<p>ような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから、不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。</p> <p>どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあると認められるのかについては、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することになる。例えば、①発注事業者が多数のフリーランスに対して組織的に不利益を与える場合、②特定のフリーランスに対してしか不利益を与えていないときであっても、その不利益の程度が強い、又はその行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合には、公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい。</p> <p>2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方</p> <p>(1) 独占禁止法上の考え方</p> <p>発注事業者が役務等の提供を委託するに当たって、発注時の取引条件を明確にする書面¹⁰を交付しない又はフリーランスに交付する書面に発注時の取引条件を明確に記載しない場合には、発注事業者は発注後に取引条件を一方的に変更等しやすくなり、後に、当該変更等が行われたことを明らかにすることが困難な場合も生じ得る。このような状況は、後記3のような優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、これを未然に防止するためには、発注事業者において、当該フリーランスが発注時の取引条件を書面で確認できるようにするなどの対応をしておくことが必要である。このように、優越的地位の濫用となる行為の誘発を未然に防止するという意味において、発注時に取引条件を明確にすることが困難な事情があるなどの正当な理由がない限り、発注事業者が当該書面を交付しないことは独占禁止法上不適切¹¹である。</p> <p>(2) 下請法上の考え方</p> <p>発注事業者による役務等の提供委託が下請法の規制の対象となる場合¹²で、発注事業者がフリーランスに対して、下請事業者の役務等の提供内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しない場合は、下請法第3条で定める親事業者の書面の交付義務違反となる。</p> <p>また、下請法の書面の交付に当たっては、フリーランスが事前に承諾し保存する前提であれば、電磁的方法による交付も認められている。その際、親事業者が、クラ</p>	<p>ような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから、不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。</p> <p>どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあると認められるのかについては、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することになる。例えば、①発注事業者が多数のフリーランスに対して組織的に不利益を与える場合、②特定のフリーランスに対してしか不利益を与えていないときであっても、その不利益の程度が強い、又はその行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合には、公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい。</p> <p><u>下請法と独占禁止法のいずれも適用可能な行為については、通常、下請法を適用する。</u></p> <p>2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方</p> <p>発注事業者が役務等を委託するに当たって、発注時の取引条件を明確にする書面⁵を交付しない又はフリーランスに交付する書面に発注時の取引条件を明確に記載しない場合には、発注事業者は発注後に取引条件を一方的に変更等しやすくなり、後に、当該変更等が行われたことを明らかにすることが困難な場合も生じ得る。このような状況は、後記3のような優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、これを未然に防止するためには、発注事業者において、当該フリーランスが発注時の取引条件を書面で確認できるようにするなどの対応をしておくことが必要である。このように、優越的地位の濫用となる行為の誘発を未然に防止するという意味において、発注時に取引条件を明確にすることが困難な事情があるなどの正当な理由がない限り、発注事業者が当該書面を交付しないことは独占禁止法上不適切⁶である。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合⁷で、発注事業者がフリーランスに対して、下請事業者の役務等の提供内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しない場合は、下請法第3条で定める親事業者の書面の交付義務違反となる。</p> <p>また、下請法の書面の交付に当たっては、フリーランスが事前に承諾し保存する前提であれば、電磁的方法による交付も認められている。その際、親事業者が、クラ</p>

改 定 後	改 定 前
<p>ウドメールサービスやオンラインストレージサービス、ソーシャルネットワークサービスといったオンラインサービスを用いて書面を交付することも可能である。この場合、ダウンロード機能を持ったサービスを用いるなどして、フリーランスが記録できるようにする必要がある¹³。</p> <p>なお、親事業者は、下請法の書面の交付や書類の作成・保存について、自身の代理として、第三者に行わせることも認められる。ただし、フリーランスとの間で下請法上の問題が生じた場合は、当該第三者ではなく、親事業者がその責めを負うこととなることには留意しなければならない。</p> <p>3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型 [略]</p> <p>(1) 報酬の支払遅延</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日に報酬を支払わない場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。</p> <p>なお、契約で定めた支払期日より遅れて報酬を支払う場合だけでなく、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、一方的に報酬の支払期日を遅く設定する場合や、支払期日の到来を恣意的に遅らせる場合にも、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題となりやすい。</p> <p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、下請代金を支払期日の経過後なお支払わない場合には、下請法第4条第1項第2号で禁止されている下請代金の支払遅延として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(2) 報酬の減額</p>	<p>ウドメールサービスやオンラインストレージサービス、ソーシャルネットワークサービスといったオンラインサービスを用いて書面を交付することも可能である。この場合、ダウンロード機能を持ったサービスを用いるなどして、フリーランスが記録できるようにする必要がある⁸。</p> <p>なお、親事業者は、下請法の書面の交付や書類の作成・保存について、自身の代理として、第三者に行わせることも認められる。ただし、フリーランスとの間で下請法上の問題が生じた場合は、当該第三者ではなく、親事業者がその責めを負うこととなることには留意しなければならない。</p> <p>3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型 [略]</p> <p>(1) 報酬の支払遅延</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、契約で定めた支払期日に報酬を支払わない場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。</p> <p>また、契約で定めた支払期日より遅れて報酬を支払う場合だけでなく、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、一方的に報酬の支払期日を遅く設定する場合や、支払期日の到来を恣意的に遅らせる場合にも、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題となりやすい。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、下請代金を支払期日の経過後なお支払わない場合には、下請法第4条第1項第2号で禁止されている下請代金の支払遅延として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(2) 報酬の減額</p>

改 定 後	改 定 前
<p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務等の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、契約で定めた報酬を減額する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。契約で定めた報酬を変更することなく、役務等の仕様を変更するなど報酬を実質的に減額する場合も、これと同様である。</p> <p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずる場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となる。</p> <p>（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例） [略]</p> <p>（3）著しく低い報酬の一時的な決定</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、一方的に、著しく低い報酬での取引を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）¹⁷。</p> <p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容と同種又は類似の内容の役務等の提供に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となる。</p> <p>（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短い納期を設定したため、当該役務等の提供に必要な費用等も大幅に増加し、フリーランスが報酬の引上げを求めたにもかかわらず、通常の納期で発注した場合と同一の報酬を一方的に定めること。 ・ 自己の予算単価のみを基準として、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。 	<p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務等の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、契約で定めた報酬を減額する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。契約で定めた報酬を変更することなく、役務等の仕様を変更するなど報酬を実質的に減額する場合も、これと同様である。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずる場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となる。</p> <p>（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例） [略]</p> <p>（3）著しく低い報酬の一時的な決定</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、一方的に、著しく低い報酬での取引を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）¹²。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容と同種又は類似の内容の役務等の提供に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となる。</p> <p>（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短い納期を設定したため、当該役務等の提供に必要な費用等も大幅に増加し、フリーランスが報酬の引上げを求めたにもかかわらず、通常の納期で発注した場合と同一の報酬を一方的に定めること。 ・ 自己の予算単価のみを基準として、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。

改 定 後	改 定 前
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己が報酬の見積金額まで記載した見積書を用意し、フリーランスが当該報酬について協議を求めたにもかかわらず、当該見積書にサインさせ、当該見積書に記載した見積金額どおりに報酬を決定することにより、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。 ・ 発注量等の取引条件に照らして合理的な理由がないにもかかわらず特定のフリーランスを差別して取り扱い、他のフリーランスより一方的に著しく低い報酬を定めること。 ・ 自己の要請に基づいて、フリーランスが、複数回に及ぶ打合せへの出席、人員の手配、他の発注事業者との取引で使用する事が困難である新たな機材・ソフトウェアの調達や資格の取得を行うことになるなど、役務等の提供に必要な費用が増加するため、報酬の引上げを求めたにもかかわらず、かかる費用増を十分考慮することなく、一方的に従来の報酬と同一の報酬を定めること。 ・ フリーランスにとって不合理な報酬の算定方法を用いることにより、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。 ・ <u>労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに報酬を据え置くこと。</u> ・ <u>労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、フリーランスが報酬の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等でフリーランスに回答することなく、従来どおりに報酬を据え置くこと。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己が報酬の見積金額まで記載した見積書を用意し、フリーランスが当該報酬について協議を求めたにもかかわらず、当該見積書にサインさせ、当該見積書に記載した見積金額どおりに報酬を決定することにより、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。 ・ 発注量等の取引条件に照らして合理的な理由がないにもかかわらず特定のフリーランスを差別して取り扱い、他のフリーランスより一方的に著しく低い報酬を定めること。 ・ 自己の要請に基づいて、フリーランスが、複数回に及ぶ打合せへの出席、人員の手配、他の発注事業者との取引で使用する事が困難である新たな機材・ソフトウェアの調達や資格の取得を行うことになるなど、役務等の提供に必要な費用が増加するため、報酬の引上げを求めたにもかかわらず、かかる費用増を十分考慮することなく、一方的に従来の報酬と同一の報酬を定めること。 ・ フリーランスにとって不合理な報酬の算定方法を用いることにより、一方的に通常の報酬より著しく低い報酬を定めること。
<p>(4) やり直しの要請</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスから役務等の提供を受けた後に、当該フリーランスに対し、やり直しを要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）¹⁸。</p> <p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスが役務等の提供をした後に、当該役務等の提供をやり直させることにより、フリーランスの利益を不当</p>	<p>(4) やり直しの要請</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスから役務等の提供を受けた後に、当該フリーランスに対し、やり直しを要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）¹³。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスが役務等の提供をした後に、当該役務等の提供をやり直させることにより、フリーランスの利益を不当</p>

改 定 後	改 定 前
<p>に害する場合には、下請法第4条第2項第4号で禁止されている不当なやり直しとして問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(5) 一方的な発注取消し 取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、一方的に、当該フリーランスに通常生ずべき損失を支払うことなく発注を取り消す場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)。</p> <p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務等の提供の内容を変更させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第4号で禁止されている不当な給付内容の変更として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い フリーランスが発注事業者に提供する役務の成果物によっては、フリーランスに当該役務の成果物に係る著作権等の一定の権利が発生する場合がある。この場合において、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る権利の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ)¹⁹。</p> <p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために役務の成果物に係る権利を提供させることによって、フリーランスの</p>	<p>に害する場合には、下請法第4条第2項第4号で禁止されている不当なやり直しとして問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(5) 一方的な発注取消し 取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、一方的に、当該フリーランスに通常生ずべき損失を支払うことなく発注を取り消す場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務等の提供の内容を変更させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第4号で禁止されている不当な給付内容の変更として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い フリーランスが発注事業者に提供する役務の成果物によっては、フリーランスに当該役務の成果物に係る著作権等の一定の権利が発生する場合がある。この場合において、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る権利の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ)¹⁴。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために役務の成果物に係る権利を提供させることによって、フリーランスの</p>

改 定 後	改 定 前
<p>利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(7) 役務の成果物の受領拒否</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務の成果物の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、役務の成果物の全部又は一部の受領を拒む場合²¹であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)²²。</p> <p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務の成果物の受領を拒む場合には、下請法第4条第1項第1号で禁止されている受領拒否として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(8) 役務の成果物の返品</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該フリーランスとの間で明確になっておらず、当該フリーランスにあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返品する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)。</p> <p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスに役務の成果物を引</p>	<p>利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(7) 役務の成果物の受領拒否</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスから役務の成果物の提供を受ける契約をした後において、正当な理由がないのに、役務の成果物の全部又は一部の受領を拒む場合¹⁶であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)¹⁷。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、役務の成果物の受領を拒む場合には、下請法第4条第1項第1号で禁止されている受領拒否として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(8) 役務の成果物の返品</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返品する場合であって、どのような場合に、どのような条件で返品するかについて、当該フリーランスとの間で明確になっておらず、当該フリーランスにあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに、当該フリーランスから受領した役務の成果物を返品する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ハ)。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、フリーランスの責めに帰すべき理由がないのに、フリーランスに役務の成果物を引</p>

改 定 後	改 定 前
<p>き取らせる場合には、下請法第4条第1項第4号で禁止されている返品として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、取引の対象以外の商品又は役務の購入を要請する場合であって、その購入が当該フリーランスにとって役務等の提供上必要としない、又は当該フリーランスがその購入を希望していないにもかかわらず、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号イ)。当該商品又は役務には、発注事業者の供給する商品又は役務だけでなく、発注事業者の指定する事業者が供給する商品又は役務が含まれる。</p> <p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させる場合には、下請法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(10) 不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスに対し、協力金等の負担、役務の無償提供、その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合等には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ロ)²³。</p>	<p>き取らせる場合には、下請法第4条第1項第4号で禁止されている返品として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、当該フリーランスに対し、取引の対象以外の商品又は役務の購入を要請する場合であって、その購入が当該フリーランスにとって役務等の提供上必要としない、又は当該フリーランスがその購入を希望していないにもかかわらず、今後の取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号イ)。当該商品又は役務には、発注事業者の供給する商品又は役務だけでなく、発注事業者の指定する事業者が供給する商品又は役務が含まれる。</p> <p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、役務等の提供の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させる場合には、下請法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例) [略]</p> <p>(10) 不当な経済上の利益の提供要請</p> <p>取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、正当な理由がないのに、当該フリーランスに対し、協力金等の負担、役務の無償提供、その他経済上の利益の無償提供を要請する場合であって、当該フリーランスが、今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合等には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる(独占禁止法第2条第9項第5号ロ)¹⁸。</p>

改 定 後	改 定 前
<p>また、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算対策のための協賛金を要請し、フリーランスにこれを負担させること。 ・ 契約内容に情報システムの改修・保守・点検を行うことが含まれていないにもかかわらず、フリーランスに対し、情報システムの改修・保守・点検を無償で提供させること。 ・ 契約上、フリーランスが自己の倉庫まで運送することのみが契約内容とされている場合において、当該フリーランスに対して、あらかじめ契約で定められていない自己の倉庫内における荷役等の役務について、無償で従事させること。 ・ 契約で定められた役務の内容ではなく、さらに、発注内容と関連が無いにもかかわらず、フリーランスに対し、自己の顧客に対する営業活動に参加するよう要請し、無償で参加させること。 ・ フリーランスの顧客リストについて、発注内容に含まれていないにもかかわらず、無償で提出させること。 ・ 役務等の提供に付随して提供された資料について、使用範囲をあらかじめフリーランスとの間で取り決めているにもかかわらず、フリーランスに追加的な対価を支払わないまま取り決めた使用範囲を超えて使用すること。 <p>(11)・(12) [略]</p>	<p>なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために金銭、役務その他経済上の利益を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。</p> <p>(優越的地位の濫用として問題となり得る想定例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決算対策のための協賛金を要請し、フリーランスにこれを負担させること。 ・ 契約内容に情報システムの改修・保守・点検を行うことが含まれていないにもかかわらず、フリーランスに対し、情報システムの改修・保守・点検を無償で提供させること。 ・ 契約上、フリーランスが自己の倉庫まで運送することのみが契約内容とされている場合において、当該フリーランスに対して、あらかじめ契約で定められていない自己の倉庫内における荷役等の役務について、無償で従事させること。 ・ 契約で定められた役務の内容ではなく、さらに、発注内容と関連がないにもかかわらず、フリーランスに対し、自己の顧客に対する営業活動に参加するよう要請し、無償で参加させること。 ・ フリーランスの顧客リストについて、発注内容に含まれていないにもかかわらず、無償で提出させること。 ・ 役務等の提供に付随して提供された資料について、使用範囲をあらかじめフリーランスとの間で取り決めているにもかかわらず、フリーランスに追加的な対価を支払わないまま取り決めた使用範囲を超えて使用すること。 <p>(11)・(12) [略]</p>
<p>第5 仲介事業者が遵守すべき事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 規約の変更による取引条件の一方的な変更</p> <p>仲介事業者が、自己が提供する仲介サービスの規約を変更することにより、①フリーランスから仲介事業者を支払われる手数料が引き上げられる場合、②フリーランスに対し、新しいサービスの利用を義務化してその利用手数料を設定する場合、③発注事業者からフリーランスに支払われる報酬が減る場合などが考えられる。こ</p>	<p>第4 仲介事業者が遵守すべき事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 規約の変更による取引条件の一方的な変更</p> <p>仲介事業者が、自己が提供する仲介サービスの規約を変更することにより、①フリーランスから仲介事業者を支払われる手数料が引き上げられる場合、②フリーランスに対し、新しいサービスの利用を義務化してその利用手数料を設定する場合、③発注事業者からフリーランスに支払われる報酬が減る場合などが考えられる。こ</p>

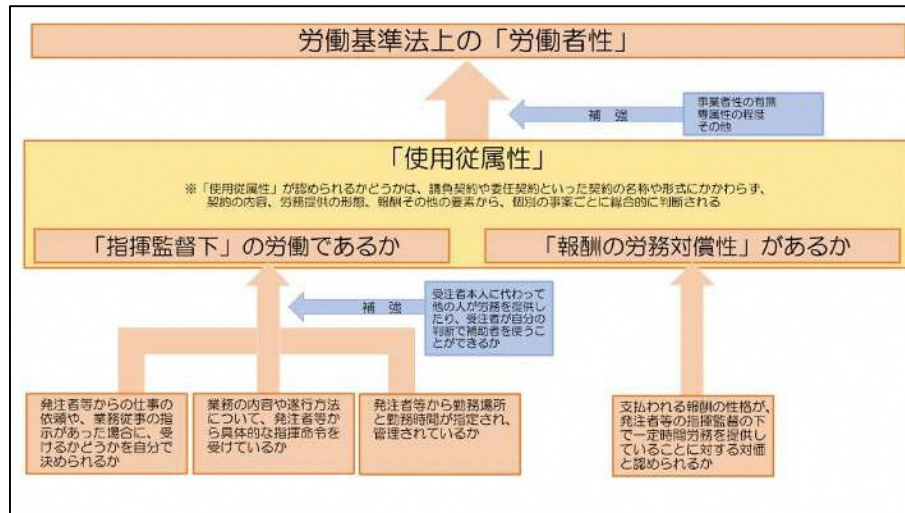
改 定 後	改 定 前
<p>のような規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している³⁰ 仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。</p> <p>その判断に当たっては、①規約の変更によってフリーランスが被る不利益の内容、②規約を変更する合理的な理由の有無、③規約変更の通知から実施までの期間、④新しいサービスの利用に当たって新規システム等の導入が必要な場合、導入する利益が<u>無い</u>にもかかわらず、仲介サービスの利用を継続するためにその導入等に伴う不利益を受け入れざるを得ないフリーランスの数等を勘案して総合的に判断する。</p>	<p>のような規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している²⁵ 仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）。</p> <p>その判断に当たっては、①規約の変更によってフリーランスが被る不利益の内容、②規約を変更する合理的な理由の有無、③規約変更の通知から実施までの期間、④新しいサービスの利用に当たって新規システム等の導入が必要な場合、導入する利益が<u>ない</u>にもかかわらず、仲介サービスの利用を継続するためにその導入等に伴う不利益を受け入れざるを得ないフリーランスの数等を勘案して総合的に判断する。</p>
<p>第6 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 労働基準法における「労働者性」の判断基準</p> <p>労働基準法第9条では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定している。労働基準法の「労働者」に当たるか否か、すなわち「労働者性」は、この規定に基づき、以下の2つの基準で判断されることとなる。</p> <p>○ 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか</p> <p>○ 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか</p> <p>この2つの基準を総称して「使用従属性」と呼ぶ。</p> <p>「使用従属性」が認められるかどうかは、請負契約や委任契約といった形式的な契約形式にかかわらず、契約の内容、労務提供の形態、報酬その他の要素から、個別の事案ごとに総合的に判断される。現在は、以下のような項目[*]について確認し、判断することとしている（以下「判断基準」という。）。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>第5 現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 労働基準法における「労働者性」の判断基準</p> <p>労働基準法第9条では、「労働者」を「事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定している。労働基準法の「労働者」に当たるか否か、すなわち「労働者性」は、この規定に基づき、以下の2つの基準で判断されることとなる。</p> <p>○ 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか</p> <p>○ 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか</p> <p>この2つの基準を総称して「使用従属性」と呼ぶ。</p> <p>「使用従属性」が認められるかどうかは、請負契約や委任契約といった形式的な契約形式にかかわらず、契約の内容、労務提供の形態、報酬その他の要素から、個別の事案ごとに総合的に判断される。現在は、以下のような項目[*]について確認し、判断することとしている（以下「判断基準」という。）。</p> <p>(1) [略]</p>

改定後

(2) 「労働者性」の判断を補強する要素

- ①事業者性の有無
- ②専属性の程度
- ③その他

(図2：各判断基準の関係（労働基準法）)



3 労働基準法における「労働者性」の判断基準の具体的な考え方

[略]

(1) 「使用従属性」に関する判断基準

- ①「指揮監督下の労働」であること
 - a. 仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無

[略]

(指揮監督関係を肯定する要素となる例)

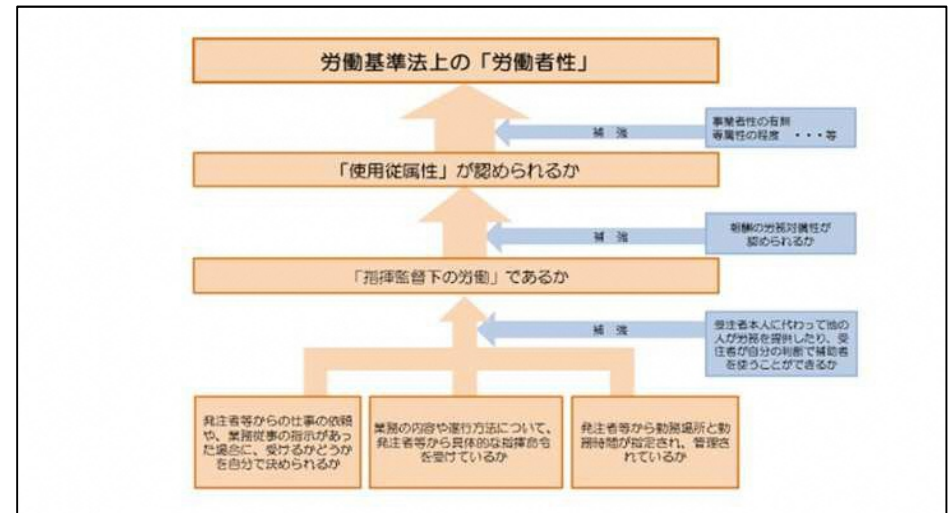
- ・ 発注者等から指示された業務を拒否することが、病気等特別な理由が無い限り認められていない場合

改定前

(2) 「労働者性」の判断を補強する要素

- ①事業者性の有無
- ②専属性の程度

(図2：各判断基準の関係（労働基準法）)



3 労働基準法における「労働者性」の判断基準の具体的な考え方

[略]

(1) 「使用従属性」に関する判断基準

- ①「指揮監督下の労働」であること
 - a. 仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無

[略]

(指揮監督関係を肯定する要素となる例)

- ・ 発注者等から指示された業務を拒否することが、病気等特別な理由がない限り認められていない場合

改 定 後	改 定 前
<p>(肯定する要素とは直ちにならず、契約内容なども考慮する必要がある例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>幾つか</u>の作業からなる「仕事」を自分の判断で受注した結果、それに含まれる個々の作業単位では、作業を断ることができない場合 ・ 特定の発注者等との間に専属の下請契約を結んでいるために、事実上仕事の依頼を拒否することができない場合 ・ 例えば建設工事などのように、作業が他の職種との有機的な連続性をもって行われているため、業務従事の指示を拒否することが業務の性質上そもそもできない場合 <p>b. 業務遂行上の指揮監督の有無 [略]</p> <p>(指揮監督関係を肯定する要素となる例) [略]</p> <p>(肯定する要素とならない例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図、仕様書、指示書等の交付によって作業の指示がなされているが、こうした指示が通常「注文者」が行う<u>程度</u>の指示にとどまる場合 <p>c.・d. [略]</p> <p>② [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 労働組合法における「労働者性」の判断要素 [略]</p> <p>(1) 基本的判断要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業組織への<u>組入れ</u> ②契約内容の一方的・定型的決定 	<p>(肯定する要素とは直ちにならず、契約内容なども考慮する必要がある例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>いくつか</u>の作業からなる「仕事」を自分の判断で受注した結果、それに含まれる個々の作業単位では、作業を断ることができない場合 ・ 特定の発注者等との間に専属の下請契約を結んでいるために、事実上仕事の依頼を拒否することができない場合 ・ 例えば建設工事などのように、作業が他の職種との有機的な連続性をもって行われているため、業務従事の指示を拒否することが業務の性質上そもそもできない場合 <p>b. 業務遂行上の指揮監督の有無 [略]</p> <p>(指揮監督関係を肯定する要素となる例) [略]</p> <p>(肯定する要素とならない例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図、仕様書、指示書等の交付によって作業の指示がなされているが、こうした指示が通常「注文者」が行う<u>程度</u>の指示に<u>止まる</u>場合 <p>c.・d. [略]</p> <p>② [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 労働組合法における「労働者性」の判断要素 [略]</p> <p>(1) 基本的判断要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業組織への<u>組み入れ</u> ②契約内容の一方的・定型的決定

改 定 後	改 定 前
<p>③報酬の労務対価性</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(図3：各判断要素の関係(労働組合法)) [略]</p> <p>5 労働組合法における「労働者性」の判断要素の具体的な考え方 [略]</p> <p>(1) 基本的判断要素</p> <p>①から③の要素について、それぞれに示した(要素を肯定する事情)のような事情がある場合に、労働組合法における「労働者性」が肯定的に解される。</p> <p>ただし、(要素を肯定する事情)のような事情が<u>無い</u>場合でも直ちにそれぞれの要素が否定されるわけではない。</p> <p>①事業組織への<u>組入れ</u> [略]</p> <p>②・③ [略]</p> <p>(2) 補充的判断要素</p> <p>④と⑤の要素について、それぞれに示した(要素を肯定する事情)のような事情がある場合に、労働組合法における「労働者性」を補充的に肯定するものと解される。</p> <p>④の判断要素は①の判断要素を補強するものとして、⑤の判断要素は①から③までの判断要素を補完するものとして勘案される。</p> <p>ただし、(要素を肯定する事情)のような事情が<u>無い</u>場合でも直ちにそれぞれの要素が否定されるわけではない。</p> <p>④業務の依頼に応ずべき関係 [略]</p>	<p>③報酬の労務対価性</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(図3：各判断要素の関係(労働組合法)) [略]</p> <p>5 労働組合法における「労働者性」の判断要素の具体的な考え方 [略]</p> <p>(1) 基本的判断要素</p> <p>①から③の要素について、それぞれに示した(要素を肯定する事情)のような事情がある場合に、労働組合法における「労働者性」が肯定的に解される。</p> <p>ただし、(要素を肯定する事情)のような事情が<u>ない</u>場合でも直ちにそれぞれの要素が否定されるわけではない。</p> <p>①事業組織への<u>組み入れ</u> [略]</p> <p>②・③ [略]</p> <p>(2) 補充的判断要素</p> <p>④と⑤の要素について、それぞれに示した(要素を肯定する事情)のような事情がある場合に、労働組合法における「労働者性」を補充的に肯定するものと解される。</p> <p>④の判断要素は①の判断要素を補強するものとして、⑤の判断要素は①から③までの判断要素を補完するものとして勘案される。</p> <p>ただし、(要素を肯定する事情)のような事情が<u>ない</u>場合でも直ちにそれぞれの要素が否定されるわけではない。</p> <p>④業務の依頼に応ずべき関係 [略]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>(要素を肯定する事情)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の契約の運用や当事者の認識上、労務供給者が相手方からの業務の依頼を拒否できない。 ・ 実際に個別の業務の依頼を拒否する労務供給者がほとんど存在しない。また、依頼拒否の事例が存在しても例外的な事象にすぎない。 ・ 労務供給者が依頼された業務を断った場合、契約の解除や契約更新の拒否等、不利益な<u>取扱い</u>や制裁の可能性がある。 など <p>※特に、この判断要素では、具体的な判断に当たっては、契約書の記載や契約上設定された法的義務の存否のみに限定せず、各当事者の認識や契約の実際の運用が重視される。</p> <p>※労働基準法における「労働者性」の判断においては、使用者の具体的な仕事の依頼等に対して拒否する自由を有しないことは、指揮監督関係を推認させる重要な要素になるとされているが、労働組合法における「労働者性」の判断においては、実態として業務の依頼に応ずべき関係が認められれば①の事業組織への組入れを補強する要素になると解されている。</p> <p>⑤ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>【労働組合法における「労働者性」の実際の判断事例】</p> <p>裁判において、以下の事例につき、<u>例えば</u>各項目に示すような事情を総合的に判断した結果、基本的判断要素、補充的判断要素等が肯定される等して、労働組合法における「労働者」に当たるとされた。</p> <p>1.・2. [略]</p> <p><別紙1> [略]</p> <p><別紙2>フリーランス・事業者間取引適正化等法における用語の定義について</p>	<p>(要素を肯定する事情)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の契約の運用や当事者の認識上、労務供給者が相手方からの業務の依頼を拒否できない。 ・ 実際に個別の業務の依頼を拒否する労務供給者がほとんど存在しない。また、依頼拒否の事例が存在しても例外的な事象にすぎない。 ・ 労務供給者が依頼された業務を断った場合、契約の解除や契約更新の拒否等、不利益な<u>取り扱い</u>や制裁の可能性がある。 など <p>※特に、この判断要素では、具体的な判断に当たっては、契約書の記載や契約上設定された法的義務の存否のみに限定せず、各当事者の認識や契約の実際の運用が重視される。</p> <p>※労働基準法における「労働者性」の判断においては、使用者の具体的な仕事の依頼等に対して拒否する自由を有しないことは、指揮監督関係を推認させる重要な要素になるとされているが、労働組合法における「労働者性」の判断においては、実態として業務の依頼に応ずべき関係が認められれば①の事業組織への組み入れを補強する要素になると解されている。</p> <p>⑤ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>【労働組合法における「労働者性」の実際の判断事例】</p> <p>裁判において、以下の事例につき、<u>たとえば</u>各項目に示すような事情を総合的に判断した結果、基本的判断要素、補充的判断要素等が肯定される等して、労働組合法における「労働者」に当たるとされた。</p> <p>1.・2. [略]</p> <p><別紙1> [略]</p> <p>[新設]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>○ <u>特定受託事業者</u> <u>業務委託の相手方である事業者であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>① <u>個人であって、従業員を使用しないもの</u></p> <p>② <u>法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの</u></p> <p>○ <u>特定受託業務従事者</u> <u>特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者</u></p> <p>○ <u>業務委託</u> <u>次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>① <u>事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること</u></p> <p>② <u>事業者がその事業のために他の事業者に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）</u></p> <p>○ <u>業務委託事業者</u> <u>特定受託事業者に業務委託をする事業者</u></p> <p>○ <u>特定業務委託事業者</u> <u>業務委託事業者であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>① <u>個人であって、従業員を使用するもの</u></p> <p>② <u>法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの</u></p> <p><別紙3> [略]</p> <p><別添1>本ガイドラインに基づく契約書のひな型及び使用例について</p> <p style="text-align: center;">契約書（ひな型）</p> <p>[略]</p>	<p><別紙2> [略]</p> <p><別添>本ガイドラインに基づく契約書のひな型例について</p> <p style="text-align: center;">契約書</p> <p>[略]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>1. ～5. [略]</p> <p>6. その他特記事項 ※8</p> <p style="text-align: center;">契約書（<u>使用例</u>） ※9</p> <p>[略]</p> <p>※1 発注の内容・企画について [略]</p> <p>例1 [略]</p> <p>例2：原稿作成 （1）発注内容 ・甲が運営する WEB メディア XX に掲載する〇〇に関する原稿の作成 ・前号に伴う取材、写真撮影、画像データの提供、その他<u>付帯</u>する業務 （2） [略]</p> <p>例3～例6 [略]</p> <p>※2・※3 [略]</p> <p>※4 納入方法・納入場所 1. 記載例 [略] 2. 下請代金支払遅延等防止法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の適用のある取引の場合、納入場所も記載する必要がある。 例えば、例①の場合、指定するウェブサーバーの場所（ここでは、https://www.XXXX.com/YY/）の記載が、また、例②の場合には、具体的に持参する場所（ここでは、甲の本社 XX 課）の記載が必要となる。例③の場合には、電子メールアドレス（ここでは、ABC@YYY.ne.jp）を記載すれば足りる。 もっとも、商品のサポートサービス業務のように、委託内容から場所の特定が不</p>	<p>1. ～5. [略]</p> <p>6. その他特記事項</p> <p style="text-align: center;">契約書（<u>サンプル</u>）</p> <p>[略]</p> <p>※1 発注の内容・企画について [略]</p> <p>例1 [略]</p> <p>例2：原稿作成 （1）発注内容 ・甲が運営する WEB メディア XX に掲載する〇〇に関する原稿の作成 ・前号に伴う取材、写真撮影、画像データの提供、その他<u>付帯</u>する業務 （2） [略]</p> <p>例3～例6 [略]</p> <p>※2・※3 [略]</p> <p>※4 納入方法・納入場所 1. 記載例 [略] 2. 下請代金支払遅延等防止法の適用のある取引の場合、納入場所も記載する必要がある。 例えば、例①の場合、指定するウェブサーバーの場所（ここでは、https://www.XXXX.com/YY/）の記載が、また、例②の場合には、具体的に持参する場所（ここでは、甲の本社 XX 課）の記載が必要となる。例③の場合には、電子メールアドレス（ここでは、ABC@YYY.ne.jp）を記載すれば足りる。 もっとも、商品のサポートサービス業務のように、委託内容から場所の特定が不</p>

改 定 後	改 定 前
<p>可能な役務を委託する場合には、場所の記載をする必要は<u>無い</u>。</p>	<p>可能な役務を委託する場合には、場所の記載をする必要は<u>ない</u>。</p>
<p>※5・※6 [略]</p>	<p>※5・※6 [略]</p>
<p>※7 支払期日について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>下請代金支払遅延等防止法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律が適用される取引の場合は、役務等を提供した日から60日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。</u> ・<u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第4条第3項が適用される取引の場合は、元委託業務の対価の支払期日から30日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。</u> 	<p>※7 支払期日について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>下請代金支払遅延等防止法が適用される取引の場合は、役務等を提供した日から60日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。</u>
<p>※8 <u>その他特記事項について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>本契約書を、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第3条に基づく明示としても用いる場合において、同法第4条第3項に基づく明示を行う場合には、①再委託である旨、②元委託者の氏名又は名称、③元委託業務の対価の支払期日を記載すること。</u> 	<p>[新設]</p>
<p>※9 <u>契約書（使用例）について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>本契約書（使用例）は、「契約書（ひな型）」を印刷した書面に、当事者間で定めた契約内容を記載する方法で使用する場合の使用例である。</u> ・<u>「契約書（ひな型）」を印刷した書面を契約書として用いる場合において、当該ひな型とは異なる内容を規定するときには、当該条項についての記載を二重線で消す等の方法が考えられる。</u> 	<p>[新設]</p>
<p><別添2> <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）</u> [略]</p>	<p>[新設]</p>
<p><別添3> <u>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和6年政令第200号）</u> [略]</p>	<p>[新設]</p>
<p><別添4> <u>公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行</u></p>	<p>[新設]</p>

改定後	改定前
<p>規則（令和6年公正取引委員会規則第3号） [略]</p> <p><別添5>厚生労働省関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第94号） [略]</p> <p><別添6>特定業務委託事業者が募集情報の的確な表示、育児介護等に対する配慮及び業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等に関して適切に対処するための指針（令和6年厚生労働省告示第212号） [略]</p> <p><別添7>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方（令和6年5月31日公正取引委員会・厚生労働省） [略]</p> <p><別添8>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方（令和6年5月31日公正取引委員会） [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>[脚注]</p> <p>¹ [略]</p> <p>² <u>フリーランス・事業者間取引適正化等法における用語の定義についての補足は別紙2参照。</u></p> <p>³ 事業者とフリーランスとの取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託のいずれかに該当する場合には、下請法の規制の対象となる。</p> <p>⁴ [略]</p> <p>⁵ <u>実際に元委託者から支払われた日ではなく、元委託者と特定業務委託事業者との間で定められた支払の予定日をいう。</u></p>	<p>[脚注]</p> <p>¹ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>² 事業者とフリーランスとの取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託に該当する場合には、下請法の規制の対象となる。</p> <p>³ [略]</p> <p>[新設]</p>

改 定 後	改 定 前
<p>⁶ <u>業務委託におけるセクシュアルハラスメント、妊娠、出産等に関するハラスメント及びパワーハラスメントをいう。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>⁷ <u>特定業務委託事業者が、特定受託事業者との間で締結する、業務委託に係る給付に関する基本的な事項についての契約をいう。以下同じ。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>⁸ <u>6か月以上の期間行う業務委託若しくは基本契約又は当該業務委託に係る契約若しくは基本契約の更新により6か月以上の期間継続して行うこととなる業務委託をいう。以下、「(3) 解除等の予告」においても同じ。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>⁹ 第4・第5における「発注事業者」とは、役務等（役務又は役務の成果物のことである。「役務の成果物」とは下請法に規定する情報成果物を含む、フリーランスが役務を提供して発注事業者が得る成果物をいう。）の提供をフリーランスに委託し、当該役務等の仕様等の具体的内容を指図により決定する事業者をいう。</p>	<p>⁴ 第3・第4における「発注事業者」とは、役務等（役務又は役務の成果物のことである。「役務の成果物」とは下請法に規定する情報成果物を含む、フリーランスが役務を提供して発注事業者が得る成果物をいう。）の提供をフリーランスに委託し、当該役務等の仕様等の具体的内容を指図により決定する事業者をいう。</p>
<p>^{10~13} [略]</p>	<p>^{5~8} [略]</p>
<p>¹⁴ 『『自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して』の考え方』及び『『正常な商慣習に照らして不当に』の考え方』については、<u>別紙3</u>参照。</p>	<p>⁹ 『『自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して』の考え方』及び『『正常な商慣習に照らして不当に』の考え方』については、<u>別紙2</u>参照。</p>
<p>¹⁵ [略]</p>	<p>¹⁰ [略]</p>
<p>¹⁶ 本ガイドライン第4及び第5における「フリーランス」とは、前記第2の1「フリーランス及び特定受託事業者の定義」のとおりであるが、発注事業者がこれに該当しない個人である事業者に対して以下に記載する行為を行う場合についても、本ガイドライン第4及び第5の考え方により独占禁止法又は下請法が適用され得ることに留意を要する。</p>	<p>¹¹ 本ガイドライン第3及び第4における「フリーランス」とは、前記第2の1「フリーランスの定義」のとおりであるが、発注事業者がこれに該当しない個人である事業者に対して以下に記載する行為を行う場合についても、本ガイドライン第3及び第4の考え方により独占禁止法又は下請法が適用され得ることに留意を要する。</p>
<p>^{17~26} [略]</p>	<p>^{12~21} [略]</p>
<p>²⁷ 仲介事業者であっても、仲介サービス利用者から役務等を受注した上で、当該役務等の全部又は一部を<u>特定受託事業者</u>やフリーランスに発注するなど、当該仲介事業者が実質的に<u>特定受託事業者</u>やフリーランスに対する発注事業者に該当するような場合には、<u>第3又は第4</u>で示した考え方が適用される。</p>	<p>²² 仲介事業者であっても、仲介サービス利用者から役務等を受注した上で、当該役務等の全部又は一部をフリーランスに発注するなど、当該仲介事業者が実質的にフリーランスに対する発注事業者に該当するような場合には、「<u>第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項</u>」で示した考え方が適用される。</p>
<p>²⁸ [略]</p>	<p>²³ [略]</p>
<p>²⁹ 仲介事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法上問題となるのは、<u>第5</u>の2に記載する「規約の変更による取引条件の一方的な変更」に限られるものではない。</p>	<p>²⁴ 仲介事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法上問題となるのは、<u>第4</u>の2に記載する「規約の変更による取引条件の一方的な変更」に限られるものではない。</p>
<p>^{30・31} [略]</p>	<p>^{25・26} [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。また、別添2～別添8は、令和6年5月31日に公表した内容と同一であるため、記載を省略する。</p>	